

広島県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十一年一月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

加茂油木線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		備考
		新	旧	
区	間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八五六・〇〇 メートル 坂瀬川芳井線 重用
		延長 (メートル)	延長 (メートル)	
		一一・〇〇 四七・五〇	一一・〇〇 四七・五〇	
		六五〇・九〇	六五〇・九〇	
			三・〇〇 四・〇〇	
			九四〇・〇〇	

福山市山野町大字山野字小迫八三九番一地从
から
福山市山野町大字山野字東免一〇七三番一
地
先まで

一 道路の種類

県道

二 路線名

坂瀬川芳井線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		備考
		新	旧	
区	間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
		延長 (メートル)	延長 (メートル)	
		一一・〇〇 四七・五〇	三・〇〇 四・〇〇	
		六五〇・九〇	九四〇・〇〇	

福山市山野町大字山野字小迫八三九番一地从先 から 福山市山野町大字山野字東免一〇七三番一地从 先まで	
新	
一・〇〇〇 一・〇〇〇 四七・五〇	一・〇〇〇 一・〇〇〇 四七・五〇
六五〇・九〇	六五〇・九〇
ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八五六・〇〇 メートル 加茂油木線重 用	